

不良債権の現状

I 自己査定と償却・引当について

自己査定について

三井住友銀行は、金融庁の金融検査マニュアルおよび日本公認会計士協会の実務指針等を踏まえた自己査定基準に基づき、厳格な自己査定を行っています。この自己査定手続きは、与信先の債務履行の確実性を示す指標である債務者格付の低位格付決定プロセスとして位置付けており、自己査定の債務者区分と格付体系を整合させています。

資産の健全性を確保し、適正な償却・引当を行うための準備作業である自己査定は、保有する資産を個別に検討してその安全性・確実性を判定するものです。具体的には、各取引先の状況に応じて「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5つの債務者区分に分け、更に各取引先の担保・保証条件等を勘案して、債権回収の危険性または価値毀損の危険性の度合いに応じてI～IVの区分に分類しています。また、三井住友フィナンシャルグループ全体の信用リスク管理を強化する観点から、連結対象各社においても、原則として三井住友銀行と同様に自己査定を実施しています。

償却・引当について

償却とは、債権が回収不能となった場合、または債権が回収不能と見込まれる場合に、その債権について会計上損失処理を行うことです。償却には、回収不能額をバランスシートの資産項目から引き落とし損失処理を行う「直接償却」と回収不能見込額を資産の控除項目の貸倒引当金に計上することにより損失処理を行う「間接償却」があり、この間接償却のことを一般的に引当処理とっています。

三井住友銀行は自己査定に基づいて決定された債務者区分ごとに償却・引当基準を定めており、その手続きの概要は以下のとおりとなっています。また、三井住友フィナンシャルグループ全体の信用リスク管理を強化する観点から、連結対象各社においても、原則として三井住友銀行と同様な償却・引当基準を採用しています。

債務者区分定義

正常先	業況良好かつ財務内容に特段の問題がないと認められる債務者
要注意先	今後の管理に注意を要する債務者
破綻懸念先	今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

分類定義

I分類 (非分類)	回収の危険性または価値の毀損の危険性に問題がない資産
II分類	回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権等の資産
III分類	最終的な回収可能性または価値について重大な懸念があり、損失の発生の可能性が高い資産
IV分類	回収不能または無価値と判定される資産

償却・引当基準

正常先	格付ごとに過去の倒産確率に基づき今後1年間の予想損失額を一般貸倒引当金(注1)に計上。
要注意先	貸倒リスクに応じてグループ分け*を行い、グループごとに過去の倒産確率に基づき、将来の予想損失額を一般貸倒引当金(注1)に計上。また、大口要管理先を主体としてDCF法も導入。 *グループ分けは、「要管理先債権」と「その他の要注意先債権」に区分し、後者を更に財務内容や与信状況等を勘案して細分化。
破綻懸念先	個々の債務者ごとに分類されたIII分類(担保・保証等により回収が見込まれる部分以外)のうち必要額を算定し個別貸倒引当金(注2)を計上。なお、大口先で、かつ、合理的なキャッシュフローの見積りが可能な先を主体としてDCF法も導入。
破綻先・実質破綻先	個々の債務者ごとに分類されたIV分類(回収不能または無価値と判定される部分)の全額を原則直接償却し、III分類の全額について個別貸倒引当金(注2)を計上。

(注1)一般貸倒引当金

貸金等債権を個別に特定せず、貸出債権一般に内在する回収不能リスクに対する引当を行うもの。

(注2)個別貸倒引当金

その全部または一部につき回収の見込みがないと認められる債権(個別に評価する債権)に対する引当を行うもの。

※ディスカウント・キャッシュフロー（DCF）法とは

三井住友銀行は要管理先・破綻懸念先の大口先を主体として、ディスカウント・キャッシュフロー（割引現在価値＝DCF）法を採用しています。DCF法とは、債権の元本の回収および利息の受け取りにかかるキャッシュフローを合理的に見積もることができる債権について、「当該キャッシュフローを当初の約定利率、または取得当初の実効利率で割り引いた金額」と「債権の帳簿価額」

との差額に相当する金額を貸倒引当金として計上する方法のことをいいます。このDCF法は、より個性が高いという点において優れた手法である一方、その引当金額は、債務者の再建計画等に基づいた将来キャッシュフローの見積りのほか、割引率や倒産確率等、DCF法を採用するうえでの基礎数値に左右されることから、三井住友銀行では、その時点における最善の見積りを行うよう努めています。

II 与信関係費用について

与信関係費用はクレジットコストともいいますが、これは引当処理の場合は貸倒引当金の追加繰入額、最終処理の場合は回収不能額から既引当済みの金額を差し引いたものになります。

三井住友銀行の平成25年度中間期の与信関係費用は783億円の前年同様に、前年同期比で539億円改善しました。

これは経済環境が改善する中、取引先企業の実態に応じたきめ

細かな対応等もあり、新規劣化が抑制された一方、取引先の業況改善や、不動産担保の評価額上昇、融対物件の売却等に伴い、過去に引当を計上していた先からの戻りが発生したこと、加えて足許の貸倒実績の減少傾向から引当率が低下したこと等によるものです。

◆平成25年度中間期の処理実績(三井住友銀行単体)

(単位：億円)

与信関係費用	△ 783
一般貸倒引当金繰入額	△ 478
貸出金償却	4
個別貸倒引当金繰入額	△ 304
貸出債権売却損等	12
特定海外債権引当勘定繰入額	8
償却債権取立益	△ 25
貸倒引当金残高	5,300
部分直接償却(直接減額)実施額	3,386

(注) 利益には△を付しております。

◆平成25年度中間期の処理実績(三井住友フィナンシャルグループ連結)

(単位：億円)

与信関係費用(連結損益計算書ベース)	△ 396
貸倒引当金残高	8,139
部分直接償却(直接減額)実施額	6,409

◆引当金残高

(単位：億円)

	三井住友銀行単体	三井住友フィナンシャルグループ連結
貸倒引当金 合計	5,300	8,139
一般貸倒引当金	3,289	4,867
個別貸倒引当金	2,003	3,264
特定海外債権引当勘定	8	8
部分直接償却(直接減額)実施額	3,386	6,409

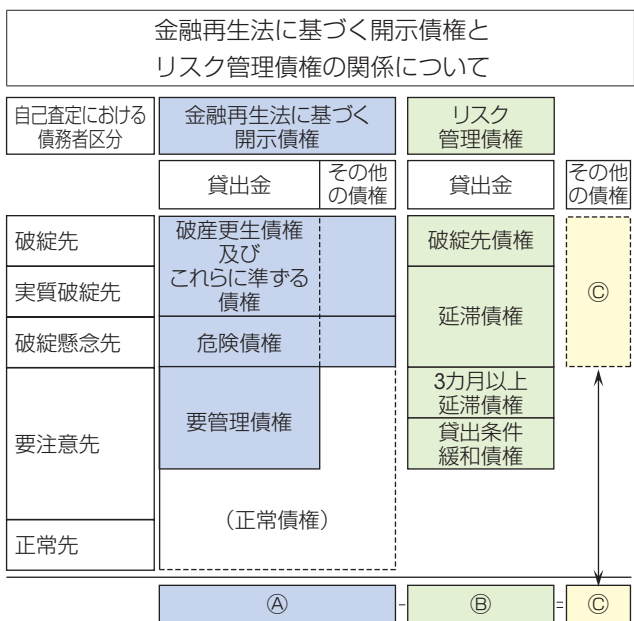
III 不良債権の開示とオフバランス化の進捗について

不良債権開示の概念について

不良債権とは、銀行が保有する貸出金等の債権のうち、元本または利息の回収に懸念があるものを指します。不良債権の開示にあたっては、銀行法に基づくもの（リスク管理債権）と金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づくもの（金融再生法開示債権）があり、自己査定に基づいて決定された債務者区分にしたがって開示区分が決定されます。金融再生法の開示区分概要およびリスク管理債権と金融再生法開示債権の相違点は下表のようになっています。

開示債権の区分の概要	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	自己査定において破綻先および実質破綻先として区分された債務者に対する債権のうち、回収不能または無価値と判定された部分(IV分類額)を直接償却した残額。このうち、全額引当をしているⅢ分類額を除いた部分は、担保・保証等により回収が可能な債権。
危険債権	自己査定において破綻懸念先として区分された債務者に対する債権。担保・保証等により回収が見込まれる部分以外をⅢ分類とし、個別に必要な金額について個別貸倒引当金を計上。
要管理債権	自己査定における要管理先債権の一部で、3カ月以上延滞の状態にあるか、もしくは貸出条件の緩和を行っている債権。
正常債権	期末時点の貸出金、貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返および自行保証付私募債の合計額のうち、上記の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」および「要管理債権」に該当しない債権。

リスク管理債権は、貸出金以外の貸付有価証券、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返および自行保証付私募債が開示対象に含まれないという点を除き、金融再生法に基づく開示債権と一致しています。なお、未収利息については、自己査定における債務者区分が「破綻先」「実質破綻先」「破綻懸念先」である場合、原則として「不計上」としていますので、金融再生法に基づく開示債権において開示される未収利息はありません。



不良債権開示額実績について

平成25年度中間期の金融再生法開示債権とリスク管理債権は以下のようになっています。三井住友銀行の平成25年度中間期

の金融再生法に基づく不良債権残高は1兆263億円となり、平成24年度末の1兆935億円から672億円減少しました。

◆金融再生法に基づく開示債権

(単位：億円)

	三井住友銀行単体	平成24年度末比	三井住友フィナンシャルグループ連結
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,406	△ 49	2,374
危険債権	6,370	△ 544	8,639
要管理債権	2,487	△ 79	4,721
小計	10,263	△ 672	15,734
正常債権	685,603	12,708	739,083
合計	695,866	12,036	754,817
部分直接償却(直接減額)実施額	3,386		6,409

◆リスク管理債権

(単位：億円)

	三井住友銀行単体	平成24年度末比	三井住友フィナンシャルグループ連結
破綻先債権	465	15	574
延滞債権	7,060	△ 547	10,151
3カ月以上延滞債権	93	3	186
貸出条件緩和債権	2,394	△ 82	4,493
合計	10,012	△ 611	15,404
部分直接償却(直接減額)実施額	3,051		5,693

◆ 自己査定、開示および償却・引当との関係(三井住友銀行単体)

(単位：億円)

自己査定 の債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	自己査定における分類区分				引当金残高	引当率	
		非分類	II分類	III分類	IV分類			
破綻先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 1,406(①)	担保・保証等により回収可能部分 1,258(㉔)	全額引当 148	全額償却(注1)	個別貸倒引当金 178(注2)	100%(注3)		
実質破綻先								
破綻懸念先	危険債権 6,370(②)	担保・保証等により回収可能部分 3,902(㉕)	必要額を引当 2,468		1,818(注2)	73.66%(注3)		
要注意先	要管理債権 2,487(③) (要管理先債権)	要管理債権中の担保・保証等による保全部分 1,339(㉖)			一般貸倒引当金 3,296(注5)	68.94%(注3)	24.42%(注3)	
	正常債権 685,603	要管理先債権以外の要注意先債権				6.35% [16.12%](注4)		
正常先		正常先債権				0.16%(注4)		
					特定海外債権引当勘定 8			
不良債権比率 (A / ④) 1.47%	総計 695,866(④)		貸倒引当金 計 ⑥個別貸倒引当金+要管理債権 に対する一般貸倒引当金		5,300	引当率 (注6) (B / ⑥) 73.39%		
	A=①+②+③ 10,263		③担保・保証等により回収可能部分 (㉔+㉕+㉖) 6,499	⑦左記以外 (A-③) 3,764	2,763			
					保全率 ((⑥+⑦) / A)	90.24%		

- (注) 1. 直接減額3,386億円を含めております。
 2. 金融再生法開示対象外の資産に対する引当を一部含めております。
 (破綻先・実質破綻先30億円、破綻懸念先79億円)
 3. 「破綻先」、「実質破綻先」、「破綻懸念先」、「要管理先債権」及び「要注意先債権(要管理先債権を含む)」は、担保・保証等により回収可能部分の金額を除いた残額に対する引当率を記載しております。
 4. 「正常先債権」及び「要管理先債権以外の要注意先債権」は、債権額に対する引当率を記載しております。
 ただし、「要管理先債権以外の要注意先債権」について、[]内に、担保・保証等により回収可能部分の金額を除いた残額に対する引当率を記載しております。
 5. 要注意先に対する個別貸倒引当金7億円を含んでおります。
 6. 担保・保証等により回収可能部分の金額を除いた残額に対する引当率を記載しております。

オフバランス化の進捗状況について

不良債権のオフバランス化とは不良債権の最終処理ともいい、売却や直接償却等の手続きにより銀行のバランスシートから不良債権を落とすことを指します。

三井住友銀行では、平成25年度中間期において1,399億円のオフバランス化を実施しました。

◆ オフバランス化の実績(三井住友銀行単体)

(単位：億円)

	平成23年度末 ①	平成24年度		平成24年度末 ②	平成25年度中間期		平成25年度中間期末 ③
		新規発生額	オフバランス化額		新規発生額	オフバランス化額	
破産更生等債権	1,344	296	△ 185	1,455	143	△ 192	1,406
危険債権	7,796	2,904	△ 3,786	6,914	663	△ 1,207	6,370
合計	9,140	3,200	△ 3,971	8,369	806	△ 1,399	7,776
					増減(②-①)	増減(③-②)	
破産更生等債権				111			△ 49
危険債権				△ 882			△ 544
合計				△ 771			△ 593